

第1条 預金の支払時期等

1. この預金は、預金共通規定第12条第3項および第4項による場合を除き、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。
2. この預金の解約にあたっては、解約日の2日前までに通知を必要とします。

第2条 利息

1. この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの期間について店頭に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
2. この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
3. この預金の付利単位は100円とします。

以 上

※この他「預金共通規定」をご参照ください。